

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	視点「ジェノサイド条約と日本」
著者 / 所属	中内 康夫 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	466号
刊行日	2024-4-26
頁	2
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20240426.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

ジェノサイド条約と日本

外交防衛委員会 専門員

なかうち やすお
中内 康夫

近年、国際社会において「集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約（ジェノサイド条約）」への関心が高まっている。国際司法裁判所（ICJ）では、現在、同条約違反の有無を争う複数の事案が審理されており、特にイスラエルによるガザ攻撃に関しては、同国に対して「ジェノサイド」を防ぐための措置等をとることの暫定措置命令が出されている。そうした中、本年（2024年）3月11日に日本人で初めて国際刑事裁判所（ICC）の所長に選出された赤根智子裁判官が、新聞社の取材に、日本がジェノサイド条約を締結していないことは「世界的に見て恥ずかしいこと」「早く国内法整備に取り掛かってもらいたい」と述べたこと（『産経新聞』3月13日）が注目され、その後、赤根発言を引用する形で同条約の早期締結を政府に求める国会での質疑や地方議会での意見書の採択が行われている。

ジェノサイド条約は、第二次大戦中のナチス・ドイツによる組織的なユダヤ人大量虐殺（ホロコースト）への反省から、1948年に国連総会において全会一致で採択され、1951年に発効した。特定の人種、民族等の集団への殺害行為等を国際法上の犯罪として禁じ、締約国に集団殺害の防止や処罰、犯罪人引渡し等を義務付けている。現在、同条約の締約国は153か国で、先進国の集まりである経済協力開発機構（OECD）加盟国では日本以外の37か国は全て条約に加わっている。また、国内の人権状況や少数民族への対応が国際社会から問題視されることのあるロシア、中国、北朝鮮、ミャンマー等も締約国となっている。

このように多くの国が加わっている同条約に日本が未加入の理由について、政府は、同条約は集団殺害の行為等を国内法により犯罪化することを課しているが、その共同謀議や扇動を処罰する法律がないことなど、条約上の義務と国内法制の関係を整理する必要があり、締結の必要性も含め慎重な検討を行っている」と説明してきた。実は政府は70年近くも条約締結の検討を続けており、既に1957年3月の衆議院外務委員会で当時の岸信介外務大臣は「いろいろな方面のことを研究している」と答弁している。その後も政府は慎重に検討を行っているとの答弁を国会で繰り返していたが、本年3月22日の参議院外交防衛委員会において、上川陽子外務大臣は、ジェノサイド条約の締結に向けて「真剣な検討」を進めるべく、関係省庁との協議を深めるよう事務方に指示すると答弁した。

世界的に「ジェノサイド」に関する議論が高まる中、日本がジェノサイド条約を締結していないことは、国際社会から日本は人権保護に関心が低い国との評価を受けるおそれがある。政府は条約締結に関して長年の検討を続けているが、日本の刑事法だけが世界的に見て特異な法体系にあるとは思えず、政治的な判断も行った上で適切な立法措置等を講じることにより、条約と国内法制との整合性を確保することは可能ではないか。赤根ICC所長の言う「世界的に見て恥ずかしい」状況を脱するためにも、上川外務大臣の指示によって政府内での検討が進み、日本がジェノサイド条約を早期に締結することが望まれる。